

ドメスティック・バイオレンス

# DVは、私たちの身近でおきています

■DV（ドメスティック・バイオレンス）とは？

配偶者、内縁の妻・夫、婚約者など親密な関係にある人から一方的に受ける暴力をDVといえます。暴力の形態は、身体的なものに限定されることがなく多岐にわたります。被害者が心身に深い傷を負うのはもちろん、そのすぐ近くにいる子どもにも深刻な影響を及ぼします。  
**【これはすべてDVです】**

- ◆身体的な暴力：殴る、蹴るなど
- ◆精神的な暴力：ののしる、どなる、無視する、おどすなど
- ◆性的な暴力：性行為の強要、避妊に協力しない、ポルノを無理やり見せるなど
- ◆経済的な暴力：生活費を渡さない、使わせない、借金を強要する、働きに出ることを禁ずるなど
- ◆社会的な暴力：自由に外出させない、交友関係を制限する、携帯電話の履歴などを細かく

チェックするなど

■「デートDV」にご注意

「デートDV」とは、恋人などの親密な関係、あるいはそういった関係であった者からのさまざまな暴力のことです。

特に学生など若者の間で、交際相手から受ける暴力のことを「デートDV」と呼んでいます。暴力の形態など、基本的にはDVとなんら変わりありません。

DVは自分には関係ない特別なことと思っている人が多いかもしれませんが、私たちの身近なところで起こっていることを知ってください。

■「逆DV」も存在します

これまでDVは「男性から女性に向けての暴力」という意味で使われることがほとんどでしたが、昨今、その反対の女性から男性に対しての暴力のことを「逆DV」と呼んでいます。

## DVについての相談窓口

■茨城県女性相談センター（県配偶者暴力相談支援センター）  
 ☎ 029 - 221 - 4166（平日：午前9時～午後9時／土・日・祝日：午前9時～午後5時）

■県警女性専用相談電話（DV・ストーカー・リベンジポルノに関する女性からの相談）  
 ☎ 029 - 301 - 8107（女性警察官が24時間対応）

■茨城県常総警察署 生活安全課  
 ☎ 0297 - 22 - 0110（24時間対応）

■伊奈庁舎こども福祉課  
 ☎ 58 - 2111（月～水曜の相談員在庁日）

## DVからあなたを守る法律があります

「配偶者からの暴力の防止および被害者の保護等に関する法律（DV防止法）」により、DVに関する相談や保護など被害者への支援体制が図られています。具体的な流れは以下のようになります。

法改正により、配偶者のみではなく、生活の本拠を共にする交際相手からの暴力も対象となりました。

